

洪水に関する避難情報の発令基準

令和8年5月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段
洪水予報河川の洪水	警戒レベル3	高齢者等避難				
	警戒レベル4	避難指示				
	警戒レベル5	緊急安全確保				
水位周知河川の洪水	警戒レベル3	高齢者等避難				
	警戒レベル4	避難指示				
	警戒レベル5	緊急安全確保				

①避難判断水位(レベル3水位)に到達、又はレベル3氾濫警報が発表されている状況で、上流の水位観測所の河川水位の上昇や洪水予報の内容、降水短時間予報等により、氾濫危険水位(レベル4水位)を超える、又はレベル4氾濫危険警報が発表されることが予想される場合。ただし、幸区戸手4丁目の堤防の川側の地区については、現場の状況から水位が居住地に達する見込みがある場合
 ②発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
 ③堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合

①氾濫危険水位(レベル4水位)に到達、又はレベル4氾濫危険警報が発表された場合
 ②水位予測に基づき、急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位(レベル4水位)を超える、又はレベル4氾濫危険警報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合
 ③氾濫発生水位(レベル5水位)に到達すること、又はレベル5氾濫特別警報及びレベル5氾濫発生情報が発表されることが予想される場合
 ④幸区戸手4丁目の堤防の川側の地区については、現場の状況から水位が居住地に達する見込みがある場合
 ⑤発令基準①～④が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令)
 ⑥発令基準①～④が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
 ⑦堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合

①氾濫発生水位(レベル5水位)に到達、又はレベル5氾濫特別警報及びレベル5氾濫発生情報が発表された場合
 ②決壊や越水・溢水が発生した場合
 ③堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等が発生し、決壊のおそれが高まった場合
 ④幸区戸手4丁目及び高津区久地2丁目の個別対応区域については、京浜河川事務所から氾濫等の通報があった場合

○洪水ハザードマップ又は国が公表した浸水想定区域図の浸水想定区域内の住民等

○気象庁の防災情報
 台風情報
 警報・注意報等
 「雨雲の動き」
 「今後の雨」
 大雨キキクル・洪水キキクル・浸水キキクル
 早期注意情報
 時系列情報
 気象解説情報
 気象防災速報等
 ○多摩川、幸区の鶴見川に係る
 洪水予報、水防警報、水害リスクライン及び水位データ等
 ○小河内ダム放流通知
 ○地域のリスク情報
 洪水ハザードマップ
 ○水位観測所状況図(堤防断面図)
 ○重要水防箇所(多摩川・鶴見川他)
 ○巡視による現地調査
 * 水位情報は各基準水位観測所の水位であり、当該水位情報を基に当該洪水予報区間の重要水防箇所A、Bや想定浸水深が50cm以上の地点を重点に現場の状況を確認して判断する。

○市長
 (災害対策基本法第60条、水防法第29条)
 ○区長、消防局長、消防署長
 (川崎市地域防災計画風水害対策編)
 避難指示等の必要があると認め、市長(市本部長)に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示等を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。
 ○同報系防災行政無線による放送
 ○広報車、消防車両による放送
 ○自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達
 ○ラジオ・テレビ等による放送
 ○市ホームページのトップページ及び防災ポータルサイトへの掲載
 ○防災気象情報メールの送信
 ○緊急速報メールの送信
 ○SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による配信
 ○防災アプリによる配信と掲載
 ○Lアラート(災害情報共有システム)への配信
 ○テレビ神奈川データ放送の実施
 ○コミュニティFMによる放送
 ○消防ヘリコプターによる広報

次の方法のうち、実情に即した方法により市民へ伝達する。

①避難判断水位(レベル3水位)に到達、又はレベル3大雨警報及びレベル3氾濫警戒情報が発表されている状況で、上流の水位観測所の河川水位の上昇や洪水予報の内容、降水短時間予報等により、氾濫するおそれがある場合
 ②発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
 ③堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合

①氾濫危険水位(レベル4水位)に到達、又はレベル4大雨危険警報及びレベル4氾濫危険情報が発表された場合
 ②急激な水位上昇により氾濫するおそれがある場合
 ③発令基準①②が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令)
 ④発令基準①②が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
 ⑤堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合

①氾濫発生水位(レベル5水位)に到達、又はレベル5大雨特別警報及びレベル5氾濫発生情報が発表された場合
 ②決壊や越水・溢水が発生した場合
 ③水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部のため発令対象区域を限定する)
 ④堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等が発生し、決壊のおそれが高まった場合

○気象庁の防災情報
 台風情報
 警報・注意報等
 「雨雲の動き」
 「今後の雨」
 大雨キキクル・洪水キキクル・浸水キキクル
 早期注意情報
 時系列情報
 気象解説情報
 気象防災速報等
 ○鶴見川(麻生区)、矢上川、有馬川、麻生川、真光寺川、三沢川、五反田川、ニヶ領本川、平瀬川、平瀬川支川に係る水防警報及び水位データ等
 ○地域のリスク情報
 洪水ハザードマップ
 ○巡視による現地調査
 * 水位情報は各水位観測所の水位であり、当該水位を基に当該河川の重要水防箇所A、Bや想定浸水深が50cm以上の地点を重点に現場の状況を確認して判断する。

その他河川の洪水	警戒レベル3	高齢者等避難	①当該河川又は付近の河川を対象にレベル3大雨警報が発表された場合 ②降水短時間予報等により氾濫するおそれがある場合 ③発令基準①②が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	○過去の浸水地域や各区での巡回等により判断を行う。	○気象庁の防災情報 台風情報 警報・注意報等 「雨雲の動き」 「今後の雨」 大雨キキクル・洪水キキクル・浸水キキクル 早期注意情報 時系列情報 気象解説情報 気象防災速報等 ○付近の河川の洪水予報、水防警報、水害リスクライン及び水位データ等 ○地域のリスク情報 ○巡視による現地調査	○市長 (災害対策基本法第60条、水防法第29条) ○区長、消防局長、消防署長 (川崎市地域防災計画風水害対策編) 避難指示等の必要があると認め、市長(市本部長)に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示等を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。	次の方法のうち、実情に即した方法により市民へ伝達する。 ○同報系防災行政無線による放送 ○広報車、消防車両による放送 ○自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達 ○ラジオ・テレビ等による放送 ○市ホームページのトップページ及び防災ポータルサイトへの掲載 ○防災気象情報メールの送信 ○緊急速報メールの送信 ○SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による配信 ○防災アプリによる配信と掲載 ○Lアラート(災害情報共有システム)への配信 ○テレビ神奈川データ放送の実施 ○コミュニティFMによる放送 ○消防ヘリコプターによる広報
	警戒レベル4	避難指示	①当該河川又は付近の河川を対象にレベル4大雨危険警報が発表された場合 ②急激な水位上昇により氾濫するおそれがある場合 ③発令基準①②が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令) ④発令基準①②が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合				
	警戒レベル5	緊急安全確保	①当該河川又は付近の河川を対象にレベル5大雨特別警報が発表された場合 ②越水・溢水が発生、又はその恐れが高まった場合				

※洪水予報河川:多摩川、鶴見川

※水位周知河川:平瀬川、二ヶ領本川、三沢川、五反田川、平瀬川支川、鶴見川、矢上川、真光寺川、有馬川、麻生川

注)○本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。

○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長又は消防機関に属する者等は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条、水防法第21条)

土砂災害に関する避難情報の発令基準

令和8年5月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段	
崖崩れ	警戒レベル3 高齢者等避難		①レベル3土砂災害警報が発表され、さらに降雨が継続し、レベル4土砂災害危険警報の発表が見込まれる場合 ②強い降雨を伴う台風の接近・通過により、横浜地方気象台による気象経過予想において、夜遅くから明け方にかけてレベル2土砂災害注意報がレベル3土砂災害警報に切り替わることが見込まれている場合	○土砂キキクルでレベル3土砂災害警報の判定基準を超過、又は超過見込みの地域を含む区の、区内全ての土砂災害警戒区域内の住民等	○気象庁の防災情報 台風情報 警報・注意報等 「雨雲の動き」 「今後の雨」 土砂キキクル 早期注意情報 時系列情報 気象解説情報 気象防災速報等 ○雨量 川崎市防災気象情報の雨量観測情報 ○地域のリスク情報 土砂災害ハザードマップ ○土壌雨量指数 ○国土交通省防災情報提供センター ○神奈川県土砂災害警戒情報システムの情報	○市長 (災害対策基本法第60条) ○区長、消防局長、消防署長 (川崎市地域防災計画風水害対策編) 避難指示等の必要があると認め、市長(市本部長)に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示等を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。	次の方法のうち、実情に即した方法により市民へ伝達する。 ○同報系防災行政無線による放送 ○広報車、消防車両による放送 ○自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達 ○ラジオ・テレビ等による放送 ○市ホームページのトップページ及び防災ポータルサイトへの掲載 ○防災気象情報メールの送信 ○緊急速報メールの送信 ○SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による配信 ○防災アプリによる配信と掲載 ○Lアラート(災害情報共有システム)への配信 ○テレビ神奈川データ放送の実施 ○コミュニティFMによる放送 ○消防ヘリコプターによる広報
	警戒レベル4 避難指示		①レベル4土砂災害危険警報が発表された場合 ②レベル3土砂災害警報が発表されている状況で、川崎市内で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測された場合 ③発令基準①、②が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令) ④発令基準①、②が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑤崖崩れの前兆現象が発見された場合	○土砂キキクルでレベル4土砂災害危険警報の判定基準を超過、又は超過見込みの地域を含む区の、区内全ての土砂災害警戒区域内の住民等 ○大規模な開発行為等を行っている現場に隣接している住宅等や過去に土砂災害が発生した後に、特に対策を行っていない場所、その他の土砂災害の発生地点周辺で被害発生のおそれがある又は被害を受けた地区の住民等	上記に加え、 ○巡視による現地調査 (開発行為等を行っている現場付近、過去に土砂災害が発生し対策が行われていない場所など、その他の巡視が必要と認められる場所) ○崖崩れの前兆現象 斜面(擁壁)の亀裂 ガリ(掘れ溝)侵食の発生 湧水の発生、増減、濁り等の変化 浮石の落下、樹木等の揺れ 斜面(擁壁)からの異音 斜面(擁壁)のふくらみ 小崩壊の断続的発生等		
	警戒レベル5 緊急安全確保		①レベル5土砂災害特別警報が発表された場合 ②土砂災害の発生を確認した場合	○土砂キキクルで実況でレベル5土砂災害特別警報判定基準を超過の地域を含む区の、区内全ての土砂災害警戒区域内の住民等 ○土砂災害の発生地点周辺で被害発生のおそれがある又は被害を受けた地区の住民等			

注) ○本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。

○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、市長又は消防機関に属する者等は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条、水防法第21条)

高潮災害に関する避難情報の発令基準

令和8年5月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段
高潮災害	警戒レベル3 高齢者等避難	①レベル3高潮警報が発表された場合 ②発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ③台風上陸24時間前に、気象庁から、レベル5高潮特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合				次の方法のうち、実情に即した方法により市民へ伝達する。
	警戒レベル4 避難指示	①レベル4高潮危険警報が発表された場合 ②発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令) ③発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(レベル3高潮警報が発表され、夜間から翌日早朝までにレベル4高潮危険警報に切り替える可能性が高い旨言及される場合など)	○高潮ハザードマップの浸水想定区域内の住民等	○気象庁の防災情報 台風情報 警報・注意報等 「雨雲の動き」 「今後の雨」 大雨キキクル・洪水キキクル・浸水キキクル 早期注意情報 時系列情報 気象解説情報 気象防災速報等 ○地域のリスク情報 高潮ハザードマップ	○市長 (災害対策基本法第60条) ○区長、消防局長、消防署長 (川崎市地域防災計画風水害対策編) 避難指示等の必要があると認め、市長(市本部長)に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示等を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。	○同報系防災行政無線による放送 ○広報車、消防車両による放送 ○自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達 ○ラジオ・テレビ等による放送 ○市ホームページのトップページ及び防災ポータルサイトへの掲載 ○防災気象情報メールの送信 ○緊急速報メールの送信 ○SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による配信 ○防災アプリによる配信と掲載 ○Lアラート(災害情報共有システム)への配信 ○テレビ神奈川データ放送の実施 ○コミュニティFMによる放送 ○消防ヘリコプターによる広報
	警戒レベル5 緊急安全確保	①高潮氾濫の発生を確認した場合、又はレベル5高潮特別警報及びレベル5高潮氾濫発生情報が発表された場合 ②水門、陸こう等の異常が確認された場合 ③海岸堤防等が倒壊した場合 ④異常な越波・越流が発生した場合				

注) ○本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。

○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長又は消防機関に属する者等は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条、水防法第21条)

内水氾濫に関する避難情報の発令基準

令和8年5月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段
内水氾濫	警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ①レベル3大雨警報が発表され、さらに降雨が継続し、レベル4大雨危険警報の発表が見込まれる場合 ②強い降雨を伴う台風の接近・通過により、横浜地方気象台による気象経過予想において、夜遅くから明け方にかけてレベル2大雨注意報がレベル3大雨警報に切り替わることが見込まれている場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水キキクルでレベル3大雨警報判定基準を超過、又は超過見込みの地域を含む区において、内水ハザードマップで浸水深50cm以上の箇所が含まれる町丁の住民等 ○内水ハザードマップの対象外の臨海部等においては全ての町丁の住民等 		<p>次の方法のうち、実情に即した方法により市民へ伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市長（災害対策基本法第60条） ○区長、消防局長、消防署長（川崎市地域防災計画風水害対策編）
	警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①レベル4大雨危険警報が発表された場合 ②レベル3大雨警報が発表されている状況で、川崎市内で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水キキクルでレベル4大雨危険警報判定基準を超過、又は超過見込みの地域を含む区において、内水ハザードマップで浸水深50cm以上の箇所が含まれる町丁の住民等 ○内水ハザードマップ対象外の臨海部等においては全ての町丁の住民等 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁の防災情報 台風情報 警報・注意報等 「雨雲の動き」 「今後の雨」 ○大雨キキクル・洪水キキクル・浸水キキクル 早期注意情報 時系列情報 気象解説情報 気象防災速報等 ○地域のリスク情報 内水ハザードマップ 	<ul style="list-style-type: none"> ○同報系防災行政無線による放送 ○広報車、消防車両による放送 ○自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達 ○ラジオ・テレビ等による放送 ○市ホームページのトップページ及び防災ポータルサイトへの掲載 ○避難指示等の必要があると認め、市長（市本部長）に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示等を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。
	警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ①レベル5大雨特別警報が発表された場合 ②命に危険を及ぼすと考えられる内水氾濫の発生を確認した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水キキクルでレベル5大雨特別警報判定基準を超過の地域を含む区において内水ハザードマップで浸水深50cm以上の箇所が含まれる町丁の住民等 ○内水ハザードマップ対象外の臨海部等においては全ての町丁の住民等 		<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ神奈川データ放送の実施 ○コミュニティFMによる放送 ○消防ヘリコプターによる広報

注) ○本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。

○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長又は消防機関に属する者等は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。（災害対策基本法第63条、水防法第21条）